

## 処 分 基 準

令和6年3月6日作成

法 令 名：茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）
根 拠 条 項：第13条の3
処 分 の 概 要：中止命令及び再発防止命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：茨城県暴力団排除条例第13条の3（命令） 1 公安委員会は、第13条第2項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。 2 公安委員会は、前条の規定に違反する行為をした暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。 3 公安委員会は、前条の規定に違反する行為をした暴力団員が、更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。
処 分 基 準：別紙記載のとおり。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課
備 考：